

【 南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要】

- ① 地域密着型介護予防サービス事業者の一般原則として、利用者の人権擁護、虐待の防止のための体制整備や研修の実施に関する規定と介護保険関連情報その他の情報収集を行い適切なサービス提供を行う規定を追加する。
・ 第 3 条
- ② 共用型介護予防認知症対応型デイサービスの管理者の配置地基準の緩和
人材の有効活用の観点から、管理上支障がない場合は、本体施設・事業所との兼務を可能とする。
・ 第 10 条
- ③ ハラスメント対策の強化
適切なハラスメント対策を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律における事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。
・ 第 28 条（介護予防認知症対応型デイサービス）、第 65 条（介護予防小規模多機能型居宅介護）、第 81 条（介護予防認知症対応型グループホーム）
- ④ 運営規定に「虐待防止のための措置に関する事項」を追加
・ 第 27 条（介護予防認知症対応型デイサービス）、第 57 条（介護予防小規模多機能型居宅介護）、第 80 条（介護予防認知症対応型グループホーム）
- ⑤ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け
認知症についての理解の下、認知症の人の尊厳の保障の観点から、医療・福祉関係の無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させることを義務付ける。
※経過措置期間 3 年
・ 第 28 条（介護予防認知症対応型デイサービス）、第 65 条（介護予防小規模多機能型居宅介護）、第 81 条（介護予防認知症対応型グループホーム）
- ⑥ 業務継続に向けた取組の強化
感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓

練の実施を義務付ける。

※経過措置期間 3 年

- ・ 第 28 条の 2 (介護予防認知症対応型デイサービス)、第 65 条 (介護予防小規模多機能型居宅介護)、第 86 条 (介護予防認知症対応型グループホーム)

⑦ 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならないこととする。

※経過措置期間 3 年

- ・ 第 30 条 (介護予防認知症対応型デイサービス)

⑧ 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催 (TV 電話の活用が可能)、指針の整備、研修・訓練の実施を義務付ける。

※経過措置期間 3 年

- ・ 第 31 条 (介護予防認知症対応型デイサービス)、第 65 条 (介護予防小規模多機能型居宅介護)、第 86 条 (介護予防認知症対応型グループホーム)

⑨ 運営規定の掲示の見直し

利用者の利便性向上と事業者の業務負担軽減の観点から、運営規定等の重要事項について、事業所での掲示に代え、事業所に閲覧可能なファイル等で備え置くことを可能とする。

- ・ 第 32 条 (介護予防認知症対応型デイサービス)、第 65 条 (介護予防小規模多機能型居宅介護)、第 86 条 (介護予防認知症対応型グループホーム)

⑩ 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務付ける。

※経過措置期間 3 年

- ・ 第 37 条の 2 (介護予防認知症対応型デイサービス)、第 65 条 (介護予防小規模多機能型居宅介護)、第 86 条 (介護予防認知症対応型グループホーム)

⑪ 介護予防認知症対応型グループホームの夜勤職員体制の見直し

1 ユニットの夜勤1人以上の配置となっている職員体制について、3ユニットの場合に各ユニットが同一の階に隣接していて利用者の対応が速やかに行うことができる構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に2人に緩和する。また、介護支援専門員である計画担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

・第71条

⑫ 認知症対応型グループホームの管理者の配置基準の緩和

人材の有効活用の観点から、管理上支障がない場合は、本体施設・事業所との兼務を可能とする。

・第72条

⑬ 地域の特性に応じた認知症対応型グループホームの確保

経営の安定性の観点から、ユニット数について「原則1又は2、地域の実情に応じて事業所の効率的運用に必要と認められる場合は3」を「1以上3以下」とする。(サテライト型にあっては1又は2)

・第74条

⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用

介護予防認知症対応型グループホームでは、外部評価と運営推進会議により「第三者による評価」が行われているが、業務の効率化の観点から、自己評価を行い、これを市や地域包括支援センター等の公正中立な立場の第三者が出席する運営推進会議に報告し評価を受けたうえで公表する制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価のいずれかから、「第三者による外部評価」を受けることとする。

・第87条

⑮ 記録の保存に係る見直し

事業者の業務負担の軽減とローカルルールを解消を図る観点から、記録の保存・交付について電磁的な対応を認める。

・第92条（地域密着型介護予防サービス事業者及び地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者）